

ITER ダイバータ不純物モニター用  
気密性ファイババンドル試験体の製作

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

先進プラズマ研究開発部 先進プラズマ計測開発グループ

# 目次

1	一般仕様	2
1.1	件名	2
1.2	目的及び概要	2
1.3	契約範囲	2
1.4	納期	2
1.5	納入場所及び納入条件	2
1.6	納入物	2
1.7	検査条件	2
1.8	提出図書	2
1.9	契約不適合責任	3
1.10	品質管理	3
1.11	情報セキュリティの確保	3
1.12	知的財産権及び技術情報等の取扱い	3
1.13	グリーン購入法の推進	3
1.14	適用法規・規格等	3
1.15	偽造品、不正品及び疑惑品（CFSI）の管理	3
1.16	協議	4
2.	技術仕様	5
2.1	気密性ファイババンドル試験体の製作仕様	5
2.2	検査に関する仕様	6
2.3	提出図書に関する仕様	6
別添-1	『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』	8
別添-2	知的財産権特約条項	9
別添-3	イーター調達に係る貨物の免税輸入について	15

# 1 一般仕様

## 1.1 件名

ITER ダイバータ不純物モニター用気密性ファイババンドル試験体の製作

## 1.2 目的及び概要

ITER 調達活動において、日本は ITER ダイバータ不純物モニター計測装置の調達を担当しており、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、その設計及び開発を行っている。

本件では、ITER ダイバータ不純物モニター計測装置で使用する予定の、放射線管理区域を跨ぐ光ファイババンドルの、気密性能を確認するための試験体を製作する。これにより、ITER プロジェクトの調達業務に資する。

## 1.3 契約範囲

- (1) 2.1 項に示す気密性ファイババンドル試験体の製作及び納入 1 式
- (2) 1.8 項に示す提出図書の作成及び提出 1 式

## 1.4 納期

令和 9 年 2 月 26 日

## 1.5 納入場所及び納入条件

### (1) 納入場所

茨城県那珂市向山 8 0 1 - 1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 先進計測開発棟

### (2) 納入条件

持込渡し又は宅配便等による配送（配送料は受注者負担）

## 1.6 納入物

- (1) 気密性ファイババンドル試験体 1 本
- (2) 1.8 項に定める提出図書 1 式

## 1.7 検査条件

1.6 項に示す納入物の完納を QST が確認したときをもって検査合格とする。

## 1.8 提出図書

表 1 に示す図書を提出すること。

表 1 提出図書

	図書名	提出時期	部数	確認
1	作業工程表	契約後速やかに	1 部	不要
2	製作確認図	製作開始 1 週間前まで	1 部	要
3	検査要領書	検査開始 1 週間前まで	1 部	要
4	検査成績書	納期まで	1 部	不要
5	材料証明書	納期まで	各 1 部	不要
6	打合せ議事録	打合せ後 2 週間以内	1 部	不要
7	再委託承諾願 (QST 指定様式)	再委託先による作業開始の 2 週間前まで ※下請負等がある場合に紙媒体にて提出のこと	1 部	要

提出図書は、紙媒体の他、電子メール又は QST のオンラインストレージシステムにより電子媒体（PDF 形式）でも提出すること。提出図書の内容は、2.3 項の仕様を基本とし、詳細は協議の上決定される。

(提出図書の確認方法)

QST は確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは受理したものとする。

ただし、再委託承諾願については紙媒体での提出後に QST が確認し、書面で回答する。

#### 1.9 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

#### 1.10 品質管理

受注者は、本契約に係る製作及び試験検査の工程において十分な品質管理を行うこととする。

#### 1.11 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別添-1『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』に示すとおりとする。

#### 1.12 知的財産権及び技術情報等の取扱い

##### (1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては別添-2『知的財産権特約条項』に示すとおりとする。

##### (2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

##### (3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

#### 1.13 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 1.14 適用法規・規格等

本契約に係るすべての作業工程においては、以下の法規・規格基準等を適用又は準用すること。

- 国際標準化機構（ISO）規格
- 国際電気標準会議（IEC）規格
- その他受注業務に関し、提供又は準用すべき全ての法規・規格基準等

#### 1.15 偽造品、不正品及び疑惑品（CFSI）の管理

受注者は、CFSI について管理を行うこと。

- 偽造品とは、法的な権利又は権限を持たない複製品又は代替品、又は、その材料、性能、特性を、販売業者、供給業者、商社、製造業者によって、故意に虚偽の表示をさせたもの。
- 不正品とは、不正品ではないことを意図的に表示させたもの。
- 疑惑品とは、外観検査、試験、又はその他の情報により、確立された業界で受け入れられている仕様又は国内/国際規格に準拠していることが確認できない可能性がある兆候

があるもの。

受注者は、CFSI について予防、検出、処理するための対策を講じるものとする。その際には以下の事項を考慮すること。

- (1) CFSI は、ITER プロジェクトのために調達するすべての製品の全てのライフサイクル段階（表 2）で検出できるようにすること。
- (2) CFSI は、ITER プロジェクトに関与するすべての関係者によって検出できるようにすること。

CFSI の検出時には、予定外の検査、サンプルの独立した分析、証明書の検証などの適切な手段を用いること。

ただし、CFSI を検出していない関係者に対してまで「予定外の検査」や「サンプルの独立した分析」などの追加作業は要求しない。

表 2 CFSI の検出範囲

No	検出段階	検出場所	検出者
1	受注者文書の受領・レビュー	QST の施設	QST 要員
2	<u>製作</u> 及び役務作業	QST の施設、 <u>受注者の工場等</u>	QST 要員、 <u>受注者</u>
3	<u>検査</u> 及び試験作業	QST の施設、 <u>受注者の工場等</u>	QST 要員、 <u>受注者</u>
4	調達製品及び役務の検証	QST の施設、受注者の工場等	QST 要員
5	<u>組立作業</u>	QST の施設、 <u>受注者の工場等</u>	QST 要員、 <u>受注者</u>
6	受注者の品質管理	受注者の工場等	QST 要員
7	受注者監査	QST の施設、受注者の工場等	QST 要員
8	外部組織からの通知・警告	QST の施設、受注者の工場等	ASNR、その他の外部組織、メディア

（太字かつ下線付き文字が本契約における受注者の作業範囲）

- (3) CFSI を検出した関係者は、直ちに QST に報告すること。
- (4) ITER 機構の実施要領では、検出した CFSI 事象が特定及び評価され、ITER プロジェクトへの影響が確認された場合、CFSI 発生元は、より詳細な調査（根本原因分析(RCA)）を進め、さらなる是正措置及び予防措置を特定するため、重大不適合要求書（NCR）を発行することと定められている。  
CFSI に関する NCR は、ITER 機構が定める実施要領に従って、QST が作成及び処理する。受注者は、本工程に当たって必要な情報を QST に提供すること。
- (5) CFSI 発生元が進行中の QST との契約に関与しており、当該契約の解除が ITER プロジェクトに重大な影響を与える場合、CFSI 発生元は信頼性を回復するために詳細なアクションプランを作成し、QST に提出すること。

#### 1.16 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

## 2. 技術仕様

2.1 項に製作物の仕様、2.2 項に検査の仕様及び2.3 項に提出図書の仕様を示す。

### 2.1 気密性ファイババンドル試験体の製作仕様

以下の仕様で気密性ファイババンドル試験体を1本製作すること。図1に製作物の模式図を示す。図1中の項目番号は以下の仕様の項目番号と対応している。なお、寸法仕様において一般公差(ISO 2768-mK)を基準とし、具体的な公差は製作確認図に示すこと。

- (1) 光ファイバ (部品 1)
  - 員数：1,000 本
  - 以下の光ファイバ製品もしくは同等以上の耐放射線性を有する製品を使用すること。
    - メーカー：CeramOptec GmbH.
    - 型番：Optran UVNSS 100/125/140 CP, NA=0.12
  - 長さ：5 m 程度
  - 断線数：20 本未満
- (2) 蓋 (部品 2)
  - 員数：1 点
  - 輸送時に光ファイバを保護できる構造とすること。
  - 取り外し可能な構造とすること。
  - 材質は問わない。
- (3) 光ファイバ保護用可とう管 (部品 3)
  - 員数：2 点
  - 材質：SUS316L あるいは相当材質 (非磁性体であること)
  - 長さ：図1を参考にすること。
  - 外径：20 mm 以下
  - 最小曲げ半径：150 mm 以下
  - 端部構造：光ファイバを傷つけない構造とする。材料にハロゲン族元素 (フッ素、塩素、臭素、ヨウ素、アスタチン) を含まないものを使用すること。
  - 端部外径：25 mm 以下
- (4) 気密部可とう管 (部品 4)
  - 員数：1 点
  - 気密部分を構成する部品の一つ。
  - 材質：SUS316L あるいは相当材質 (非磁性体であること)
  - 長さ：4 m 程度
  - 外径：20 mm 以下
  - 最小曲げ半径：150 mm 以下
  - 端部構造：光ファイバを傷つけない構造とする。材料にハロゲン族元素 (フッ素、塩素、臭素、ヨウ素、アスタチン) を含まないものを使用すること。
  - 端部外径：25 mm 以下
  - 光ファイバ保護のため、編み込み線もしくは他の張力緩和機構を持つこと。他の張力緩和機構の場合は、材料にハロゲン族元素を含まないものを使用すること。
  - 認証されていることが望ましい規格
    - ISO 10380 (Corrugated metal hoses and hose assemblies)
    - ISO 10807 (Corrugated flexible metallic hose assemblies for the protection of electrical cables in explosive atmospheres)
- (5) 封止材 (部品 5)
  - 員数：2 点
  - 気密部分を構成する部材の一つ。
  - ハロゲン族元素をなるべく含まないもの。可能であれば IEC 60754-1 も実証済みのもの。
  - 低発煙性のもの。可能であれば IEC 61034 実証済みのもの。
  - 無毒性のもの。可能であれば IEC 60754-2 実証済みのもの。

- (6) 単管あるいは継手（部品 6）
- 員数：2 点
  - 気密部分を構成する部品の一つ。
  - 材質：SUS316L あるいは相当材質（非磁性体）
  - 長さ：40 mm 以上、100 mm 以下
  - 外径：9 mm 以上、25 mm 以下
  - 単管の場合は角部を面取りすること。
- (7) 端部バンドル構造（部品 7）
- 員数：1 点
  - 光を通して断線を簡易的に確認するために使用する。
  - 光ファイバを束ねた構造とすること。
  - 光ファイバ配列：任意
  - 外径：25 mm 以下
  - 可とう管から端部バンドル構造の間は、光ファイバを保護する構造とすること。
  - 材質は問わない。
  - 端面研磨：0° 平面研磨
- (8) 気密封止範囲
- 両側の封止位置は、部品 6 の内部であればどの位置でも良いこととする。
  - 気密性能仕様（最大リーク率）：1.0E-6 Pa・m<sup>3</sup>/s 以下

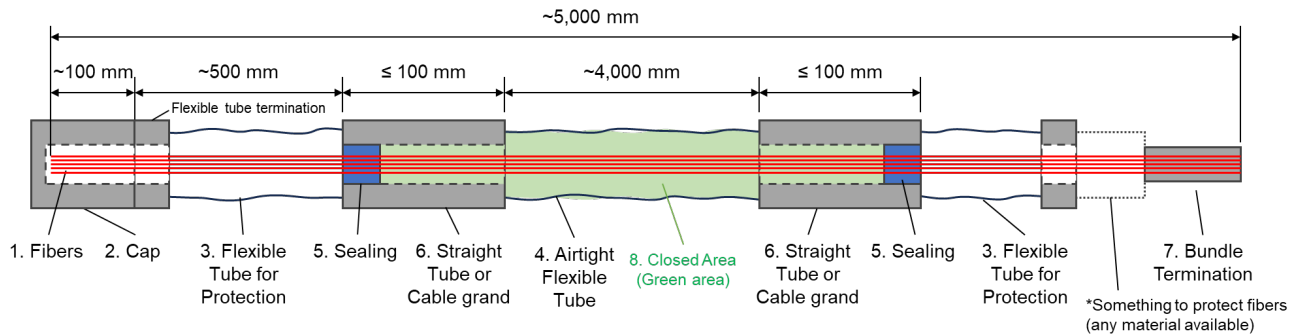


図 1 気密性ファイババンドル試験体の模式図及び部品番号

## 2.2 検査に関する仕様

2.1 項の製作物に対して、以下に示す検査を行うこと。検査は、QST が検査要領書を確認した後  
に実施すること。

- ① 外観検査： 外観を目視検査し、有害な傷や汚れが無いことを確認すること。
- ② 寸法検査： 寸法が製作確認図面の公差以内であることを確認すること。
- ③ 気密性能検査： 2.1 項 (8)の気密性能を確認するため、He リーク検査を実施すること。  
なお、本検査は片側を封止した段階で実施して良いものとする。本検査  
に必要な構造を設ける場合は、事前に QST と協議して詳細な構造を決  
めること。
- ④ 断線数検査： 光ファイバの断線数を検査すること。

## 2.3 提出図書に関する仕様

- ・製作確認図は、以下の仕様とする。
  - (1) 2.1 項の製作物に対する図面を作成すること。
  - (2) 寸法、公差、材料、員数、規格を判別出来るようにすること。
  - (3) 封止部分（部品 4 と部品 6 の接続部分及び部品 5 の組込部分）の構造を図示すること。  
また、部品 5 の組込部分の組立図を付けること。
  - (4) 製作開始前に、QST に内容を共有して確認を取ること。
- ・検査要領書は、以下の仕様とする。
  - (1) 検査開始 1 週間前までに、QST に内容を共有して確認を得ること。

- (2) 使用する測定機器を記載すること。
- (3) 各検査の判定基準を記載すること。
- ・検査成績書は、以下の仕様とする。
  - (1) 使用した測定機器を記載すること。
  - (2) 各検査結果と測定値を記載すること。
  - (3) 寸法検査の測定値は、製作確認図に付記したものを添付すること。
- ・材料証明書は、以下の仕様とする。
  - (1) 部品 3、部品 4、及び部品 6 の材料証明書を提出すること。
  - (2) 可能であれば部品 5 の材料証明書を提出すること。
  - (3) 以下の材料を含む場合は、その重量比が材料証明書に記載されていること。
    - コバルト (Co)
    - ニオブ (Nb)
    - タンタル (Ta)
    - ハロゲン族元素 (F、Cl、Br、I、At)

以上

## 別添ー1 『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』

- 1 受注者は、契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、QST の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、QST の情報セキュリティ確保のために、QST が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
  - (1) 受注者は、契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
  - (2) 受注者は、契約に関して知り得た情報（QST に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び 計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
  - (3) 受注者は、契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
  - (4) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
  - (5) 受注者は、QST の承諾のない限り、契約に関して知り得た情報を QST 又は受注者の情報システム 以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
  - (6) 受注者は、委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者の契約に関する 行為について、QST に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、 情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
  - (7) 受注者は、QST が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、 これに協力すること。
  - (8) 受注者は、QST の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が契約業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる 被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに QST に報告し、QST の指示に従うものとする。契約の終了後においても、同様とする。

なお、QST の入札に参加する場合、又は QST からの見積依頼を受ける場合にも、上記事項を遵守していただきます。

以上

## 別添一2 知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
  - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
  - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
  - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
  - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
  - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定 T L O（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第 1 項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### （知的財産権の報告）

第 3 条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条第 1 項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）及び意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しな

なければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

- 第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
  - 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
  - 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
  - 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

- 第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
  - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に

応じて甲乙間で調整を行うものとする。

- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
  - 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転）

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社を変更した場合を含む。第3項第1号において同じ）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに

報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、第 2 条及び第 7 条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第 15 条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第 16 条 第 2 条及び第 7 条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上

## 別添-3 イーター調達に係る貨物の免税輸入について

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定（イーター協定）に基づき、イーターに係る貨物の日本国内機関（JADA）及びメーカー・商社による輸入関税及び引取りに係る内国消費税の免税輸入を可能とする例外的な措置について、以下の要件等を遵守することで免税法令の適用対象となることが出来ます。

### 1. 免税適用のための要件

#### (1) 免税適用となる貨物

- ・イーター活動（R&D 及びクオリフィケーションを含む）のためだけに使用される物品を適用対象とする。
- ・この内、完成品（本契約における納入品を言う）のみを適用対象とする。
- ・ただし、8割方以上完成している物品については、ほぼ完成品の輸入とみなし、適用対象とする。

#### (2) 免税適用とならない貨物

- ・原材料及び資機材、並びに製作治具等。
- ・本契約締結日より前に輸入した物品。
- ・上記(1)に該当する物品と該当しない物品とが混在して輸入され、別個に通関申告が出来ない場合。

疑義が生じる場合には、輸入前に QST 担当者と別途協議するものとする。

### 2. 必要な手続き

- (1) 1. (1)に該当する貨物を輸入する際には、輸入手続きを開始する前に必ず QST の契約担当者に申し出ること。免税適用に疑義がある場合も同様とする。
- (2) 受注者は、輸入申告前に QST から発行される「確認書」の正本を受領し、輸入通関書類と併せて申告すること。

### 3. 契約に係る注意事項

- ・免税輸入通関を行うためには、通関申告前に、QST から通関予定の税関へ事前に連絡する必要がある。（その際、輸入通関書類及び「確認書」（写し）の提出をしている）。
- ・契約に際しては、免税を加味しない金額で契約を実施するが、免税が適用された場合には、免税相当額を減額して支払うこととし、事前に書面をもって確認する。
- ・免税適用可否については、通関する担当税関が最終判断を担うが、(1)にて免税適用となりうる貨物に関しては、免税となるよう誠意をもって QST 担当者と協力すること。

### 2. 免税適用法令一抜粋（参考）

#### (1) 関税定率法（外交官用貨物等の免税）

第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

#### (2) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（免税等）

第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

三 関税定率法第十六条第一項 各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの

以上